平成２３年（フ）第４１９号
千葉県野田市山崎2361番地の１　ライオンズガーデン野田梅郷イーストサイト103号
破産者　中村　貞夫
１　決定年月日　平成23年12月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４９２号
千葉県柏市しいの木台４丁目46番地５　ガーデンハイツ高柳205号
破産者　土田やよい（旧姓石川）
１　決定年月日　平成23年12月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

免責許可決定

平成２３年（フ）第３７１号
愛知県稲沢市稲沢町北山１丁目16番地　カレント北山Ａ―102
破産者　髙橋　俊晶
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第７号
秋田県男鹿市北浦湯本字草木原21番地
清算株式会社　株式会社オガカン
代表清算人　天野　良彦
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（ヒ）第５０１号
福島県郡山市大町１丁目３番６号
清算株式会社　関川精密センター株式会社
代表清算人　関川　　薫
１　決定年月日　平成23年12月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所郡山支部

平成２３年（ヒ）第２０９６号
東京都渋谷区円山町３番６号
清算株式会社　ジャパン・スポーツ・マーケティング株式会社
代表清算人　菊池　伸之
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第３０３４号
大阪市北区西天満４丁目11番22号阪神神明ビル３Ｆ外山法律事務所内
清算株式会社　関東電子計測株式会社
代表清算人　鈴木　真人
１　決定年月日　平成23年12月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１号
愛知県一宮市北丹町11番地の２
清算株式会社　株式会社ブルーム
１　決定年月日　平成23年12月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（ヒ）第３０２３号
大阪市東成区中道３丁目15番16号　毎日東ビル４階
清算株式会社　株式会社釣谷
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３０３０号
大阪市北区同心１丁目６番23号
清算株式会社　株式会社ＲＧマーケティング
１　決定年月日　平成23年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第１００２号
福岡市中央区六本松３丁目16番33号
清算株式会社　株式会社日建コーポレーション
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（ヒ）第６号
沖縄県那覇市旭町114番地４
清算株式会社　カヌチャコミュニティ株式会社
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１４号
長野県上水内郡飯綱町大字川上雲仙寺山2755番地209
清算株式会社　飯綱リゾート開発株式会社
代表清算人　中村　隆次
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　債権者・飯綱町、同株式会社八十二銀行、同なかの農協、同昭和建物株式会社について
１　権利の変更
清算株式会社である飯綱リゾート開発株式会社（以下「会社」という）は、本協定の認可決定が確定したときに、別紙「弁済計画表」の番号１ないし４の債権者に関し「債務免除額」欄記載の債権額につき免除を受ける。
２　弁済の方法
会社は、前項の免除を受けた債権者に関し、別紙「弁済計画表」の「弁済額」欄記載の債権額につき、本協定の認可決定確定後10日以内に、各債権者の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は会社の負担とする。
第２　債権者・越野慈夫について
１　訴訟の係属
別紙「弁済計画表」の番号５の債権者・越野慈夫に関しては、上記第１の１項の権利の変更の対象とせず、同人が会社に対し提起し係争中の、長野地方裁判所平成22年（ワ）第429号損害賠償請求訴訟の結果に従う。
２　損害保険金
前項の越野に対する損害賠償請求訴訟について、今後会社がその契約する損害保険会社に対し対応する保険金請求権を取得した場合には、当該請求権は上記第１所定の債権者４名の弁済の引当にはならず、会社はこれを専ら越野に対する弁済に充てるものとする。
第３　残余財産
前各項による弁済後新たに会社財産が発生しまたは発見されたときは、租税公課の納付に充てるものを除きこれを清算人報酬の支払いに充てる。
（別紙省略）
以上
長野地方裁判所民事部

更生手続終結

平成１４年（ミ）第２１号
大阪府茨木市宿久庄２丁目10番２号、開始決定時の所在地大阪市中央区北久宝寺町４丁目４番２号、開始決定時の登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市加古川町溝之口507番地
更生会社　フットワーク物流株式会社（旧商号　フットワークエクスプレス株式会社）
管財人　天野　勝介
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画変更

平成２２年（ミ）第１２号
東京都新宿区西新宿８丁目15番１号
更生会社　株式会社武富士
１　決定年月日　平成23年12月28日
２　主文　本件更生計画を変更する。
３　更生計画変更計画の要旨
本件更生計画中、「第３章　更生計画の基本方針」の「第１　再建の基本方針」のうち１行目の「Ａ＆Ｐ社」を「Ｊトラスト株式会社」と、「第８章　会社の措置」の「第１節　会社分割」を次のとおり変更する。
第８章　会社の措置
第１節　会社分割
第１　会社分割の概要
更生会社は、本節第２以下の条件に従い、吸収分割を行い、更生会社の消費者金融事業を吸収分割承継会社に承継させる。ただし、管財人は、分割期日までの間、裁判所の許可を得て、本節に定める吸収分割の条件および内容を変更することができる。